

令和2年4月20日
いわき信用組合

「緊急事態宣言」対象地域拡大による 外訪活動一時休止について

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当組合は、4月16日（木）に「緊急事態宣言」の対象地域が全国の都道府県に拡大された事を受け、感染拡大防止の観点から、職員によるお客様のご自宅や事業所等への外訪活動を原則一時休止とさせていただきます。

なお、融資相談をはじめ各種相談のため担当者が訪問する場合は、事前に電話連絡により確認、承諾をいただいてから訪問いたします。

また、お客様より訪問のご希望がある場合は、柔軟に対応させていただきますので、担当者またはお取引営業店までご連絡ください。

お客様にはご不便をお掛けしますがお客様の健康と安全を考慮した対応ですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 外訪活動休止期間

令和2年4月20日（月）～ 令和2年5月6日（水）

緊急事態宣言が延長された場合等は、休止期間についてあらためて周知いたします。

※当組合の職員を騙った詐欺行為には、十分お気をつけください。

以上